

川崎市水道100年史編さん等業務委託仕様書

1 件名

川崎市水道100年史編さん等業務委託

2 適用範囲

本仕様書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、川崎市水道100年史編さん等業務委託に係るプロポーザル方式のみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではない。

3 目的

川崎市水道100年史（以下「100年史」という。）は、市民の共有財産である水道事業を創設から今日まで発展させてきた先人たちの軌跡や事業状況等を史実として記録することにより、将来の事業遂行の参考に資するとともに、市民や水道事業関係者などに向けて川崎水道への理解を深めていただく一助とする性格を有しており、質の高い100年史にする必要がある。このため、社史等の制作に関する専門的知識・経験を有する事業者に対して、編さん等業務を委託するものである。

4 委託業務の概要

(1) 100年史の制作業務

※ 上記業務には「執筆要綱の作成、企画構成・編集・要約・執筆、執筆要綱に基づく内容精査等の業務」を含む。

(2) 100年史概要版（以下「概要版」という。）の制作業務

(3) 100年史及び概要版の電子ブック制作業務

(4) 成果物の電子データ化業務

(5) 印刷・製本・納品・発送業務

(6) 専門的知識、経験を有する者としての視点から、発注者への必要な支援、助言等

(7) その他100年史等の編さんに当たり必要な業務

5 履行期限（成果物納入及び発送）

(1) 納入期限

・ 100年史及び電子ブックは、平成33年（2021年）9月30日（木）まで

※ 上記のほか、100年史のPDF形式データをDVD-R等の電子記録媒体に記録し、10セット納品すること。

・ 概要版は、平成33年（2021年）5月31日（月）まで

※ 上記のほか、概要版のPDF形式データをDVD-R等の電子記録媒体に記録し、

3セット納品すること。

(2) 発送期限（100年史）

- ・ 平成33年（2021年）10月29日（金）まで

6 編集方針等

(1) 100年史

- ・ 川崎市水道の事業史（企業史、技術史、経営史）としてまとめるとともに、業務での活用を前提とした十分な資料・記録を網羅した内容とする。
- ・ 上記目的のため、記述・文書中心の構成とするが、必要に応じて写真や図表等も用いるなど分かりやすさ、見やすさにも配慮する。

(2) 概要版

- ・ 川崎市水道100周年記念式典の出席者や広報イベントに会場した一般市民などに配布することを想定して、年表・通史・施設等、川崎市の水道事業の概要を分かりやすく紹介した内容とする。
- ・ 上記目的のため、デザイン等に工夫を凝らしつつ、写真やイラスト等を多用することにより、ビジュアル中心の構成とする。

7 成果物の仕様等

(1) 100年史

ア 読者対象（用途）

局職員、水道事業関係者、水道事業に関心を有する市民など

イ 構成等

(ア) 次の4部構成（各項目名は仮称）を基本とする。

- ・ 上水道編
- ・ 工業用水道編
- ・ 経営編
- ・ 資料編

(イ) 100年史は、次のように編集・構成すること。

- ・ 既刊「川崎市水道80年史」「川崎市水道65年史」「川崎市水道史」（以下3史をまとめて「既刊水道史」という。）に掲載済みの期間に関しては、同史記載内容を要約すること。なお、要約箇所を選定については、発注者と十分協議し、決定するものとする。要約部分の表現方法については、発注者と十分協議することとし、元の文書の意味を失わず、読みやすい文章となるように配慮しなければならない。
- ・ 既刊水道史に記載されていない直近ほぼ20年間の事象等に関しては、別途発注者が提供する資料に基づき執筆、編集し、詳述した内容とすること。

ただし、受注者が、発注者が提供する資料以外に必要とする資料を認める場合は、発注者と協議するとともに、受託者が自ら調査し、収集を図るものとする。

なお、執筆、編集に当たっては、前記要約との整合性に留意すること。

- ・ 発注者が水道事業関係者であった者などから提示を受けたコラム等の記事について、100年史中の適切な箇所に掲載すること。なお、受注者が下記「ウ編集等」(ア)から(オ)までの視点から記事の修正が必要であると判断する場合は、発注者に報告し、協議するものとする。

- (ウ) 資料編は、別途発注者が提供する資料に基づき執筆・編集すること。
- (エ) 記載内容、年号表記、漢字、数字及び計量単位等は、既刊水道史との継続性を考慮した編集とすること。
- (オ) 構成に当たり、別紙構成(案)を参考に、より分かりやすい構成とすること。

ウ 編集等

- (ア) 文字データは、誤字脱字チェックのほか、である調等の文字を統一すること。
- (イ) 執筆要綱に基づき、漢字、仮名遣い、送り仮名等の確認及び修正をすること。
- (ウ) 年号、地名、人名、会社名、団体名等の固有名詞などにおいて、誤りがないか確認すること。なお、確認できる資料がない場合は、発注者と協議すること。
- (エ) 引用文、写真、図版などについて、著作権、版權等との抵触がないか確認すること。
- (オ) 不快感を与える可能性のある表現、差別用語、不適切用語、人権上留意すべき表現等は慎み、適切な表現とすること。なお、既刊水道史でこれらの表現が発見された場合には、速やかに発注者に指摘すること。
- (カ) アナログやデジタルで保管されている写真、図版等を100年史へ掲載できるようデータ加工するとともに、写真データについては、色調等を調整すること。
- (キ) 紙媒体での資料を活用する場合は、紙媒体に印刷された品質と同程度の出来栄えとすること。
- (ク) 本文の内容に応じて、写真、図版等を適切に配置し、読みやすい構成、レイアウトとなるよう配慮すること。
- (ケ) 表紙及び化粧箱の装丁デザインを行うこと。

エ 仕様

- (ア) 判型・製本 B5判、上製本、箱付
- (イ) 頁数・印刷 700～800頁程度
カラー4色印刷(口絵20P)、モノクロ印刷
- (ウ) 紙質等
口絵 コート紙(110kg)又は同等のもの
本文 書籍用紙B判(60kg)又は同等のもの
見返 OKミューズコットン(四六T118kg)又は同等のもの

の

- (エ) 表紙 布クロス（細布又はつむぎ織）背：箔押し 腹：空押し
(オ) しおり 2本
(カ) 写真 口絵（カラー）約50点 本文（モノクロ）約400点
(キ) ケース 貼箱（ボール紙PAC24号 L105.5kg）
（ぬのがみ 四六Y110kg）又は同等のもの
(ク) 数量 700部
(ケ) 校正 デザイン校正3回、文字校正5回、色校正2回を基本とする。

オ 収録期限

平成33年（2021年）7月開催予定の川崎市水道100周年記念式典までの記録とする。

カ 納品場所

- (ア) 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市上下水道局サービス推進課 200冊
(イ) その他発注者が指定する場所 500冊

(2) 概要版

ア 配布対象（用途）

川崎市水道100周年記念式典の出席者、広報イベントに来場した一般市民など

イ 構成等

- ・ 100年史の内容を基にしたダイジェスト版として作成すること。
- ・ 写真、年表・図表、イラスト等を多用し、視覚に訴えるレイアウト編集とし、記念式典参列者などにも分かりやすい内容に留意すること。

ウ 仕様

- (ア) 判型 A4判（中綴じ、左綴じ、横書き）
(イ) ページ数 12頁程度
(ウ) 刷色 全ページプロセスカラー4色
(エ) 紙質 全ページ再生マットコート90kg
(オ) 部数 1,500部
(カ) 編集等 編集等については、上記7（1）ウに準じるものとする。
(キ) 校正 デザイン校正2回、文字校正3回、色校正2回を基本とする。

エ 収録期限

収録期限 平成33年（2021年）4月1日までの記録とする。

オ 納品場所

上記7（1）カ（ア）と同じ

(3) 電子ブック

ア 用途

発注者のホームページでの公開、局内の業務遂行資料

イ 構成等

100年史構成に準じる。

ウ 仕様

(ア) 100年史及び概要版のコンテンツを電子ブック化

発注者のホームページに掲載し、パソコンで以下の環境で問題なく閲覧できるように作成すること。

○ パソコン（閲覧推奨環境）

- ・ Windows 8、8.1、10 以上
- ・ Mac OS X 10.9 以上
- ・ モニタ 解像度 1024×768、16 ビット以上を表示可能なカラーモニタ
- ・ ブラウザ Internet Explorer 11 以上、safari 最新版、Edge 最新版、Firefox 最新版、Chrome 最新版
- ・ 環境 インターネット接続環境（回線速度：ブロードバンド以上）

※ CD-ROM などのオフライン閲覧時には必要ありません。

○ スマートフォン／タブレット（閲覧推奨環境）

Android OS4.4.4 以上、iPhone/iPad iOS 9 以上

○ ブラウザ

Chrome (Android)、Safari (iPhone/iPad)

表記は2頁見開きとし、検索機能や拡大機能、ペン機能、付箋機能を有すること。

(イ) 頁数 700～800頁程度（口絵（カラー）20頁を含む）。

エ 収録期限

100年史及び概要版の期限に準じるものとする。

オ 納品場所

上記7（1）カ（ア）と同じ

8 提出書類

- (1) 業務責任者等届
- (2) 業務処理計画書（どのような業務を誰がどのように遂行するのか、業務実施体制を含む。）
- (3) 業務工程表（全体計画、年度別計画、作業工程種別ごとに作成）
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 委託業務着手届（契約締結の日から7日以内）
- (6) 業務完了届（業務完了後）
- (7) その他業務担当者が指定した事項

※上記、(1)、(3)、(5)、(6)については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」から書

式をダウンロードすることとし、その他は任意とする。
なお、(3)については、表紙のみのダウンロードとなる。

9 貸与可能な資料

- (1) 川崎市水道史
- (2) 川崎市水道65年史
- (3) 川崎市水道80年史
- (4) その他100年史を編さんするのに必要な事業に関する資料

10 請負金額の支払

請負金額は契約の成果物のほか、11(2)の発送に必要な費用、11(3)ア、イに対する対価を含むものとし、本件業務が完了後、平成33年(2021年)度内に一括して支払うものとする。

11 その他

(1) 編さん部会の運営支援等

受注者は、月1回程度、局と定例会議(編集会議)の場を持つとともに、発注者内で組織する部会(年6回程度開催)に参加すること。会議に当たっては、業務の進捗状況、その他必要な資料をまとめ、会議開催日の4日前までに発注者に送付し、会議の当日にその内容を説明すること。

また、会議終了後7日以内(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に主な意見や決定事項等について記録し、その内容について発注者の承認を受けること。その他、会議以外にもメール、電話等により逐次、業務の進捗状況等を報告すること。

(2) 発送

完成した「100年史」は、局が別途指示する送付先に発送手続を行うこと。

※ 想定発送件数 約500件

(3) 著作権等

ア 契約の成果物に発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、上記10により請負金額が支払われたときに、受注者から発注者にすべて移転する。

イ 受注者は、契約の成果物について発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

ウ 受注者は、本契約に定める業務の遂行により第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを発注者に保証するものとする。

エ 受注者は契約の成果物に含まれるその他の各権利者の権利処理を、自らの責任と負担において行うものとする。万が一それら権利者と発注者との間で法的紛争

が生じた場合には、受注者は発注者に生じた一切の損害を賠償し、それに加えて当該紛争解決に要する費用を負担する。

オ 用字用語等の内容精査、著作権や転載許認可、不適切用語のチェックを万全に行わなければならない。

(4) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、個人情報など保護すべき情報を取り扱う場合は、川崎市個人情報保護条例等関係法令に基づき、その取り扱いに万全な対策を講じなければならない。

(5) 疑義等

本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上、決定する。

(6) その他

ア 業務の主要な部分又は大部分を第三者へ再委託することは川崎市上下水道局委託契約約款により原則禁止されているが、業務遂行上やむを得ない事由によりその必要が生じた場合には、あらかじめ発注者に書面により申請し、承諾を得なければならない。

イ 本業務完了後に、受注者の責任に帰すべき事由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

川崎市水道100年史 構成(案)

第1編 上水道

第1章 川崎市の概要

第1節 川崎市の地勢

第2節 川崎市の変遷

・用水の完成、宿場 ・維新、市町村制 ・郡制 ・工業都市化
・合併、市制施行 ・戦争による影響

第2章 上水道の創設

第1節 創設前の飲料水

・飲み水に悩まされた下流域 ・稲毛・川崎二ヶ領用水と小泉次大夫
・用水の荒廃と、田中休愚による再生 ・用水組合 ・円筒分水
・用水堀の水を売った川崎の「水屋」

第2節 創設の機運

・創設の背景 ・石井泰助(初代市長)の努力と水道創設
・最初の水道布設計画 ・第1次世界大戦、活況を呈した川崎

第3節 創設

・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業の認可
・工事施行の経過 ・順調に進んだ用地買収 ・着工
・川崎最初の水道完成 ・施設の概要 ・事業費及び財源

第3章 施設の拡張と改良

第1節 第1期拡張事業

・計画の立案 ・給水能力の増強 ・拡張計画 ・計画の概要 ・規模
・工事計画 ・事業の認可 ・工事施行の経緯 ・施設の概要
・事業費及び財源

第2節 配水管増設工事

・計画の立案 ・川崎市、田島町上水道組合の設立
・組合経営による川崎市の水道事業 ・計画の概要
・規模 ・工事計画 ・事業の認可 ・工事施行の経緯
・施設の概要 ・事業費及び財源

第3節 第2期拡張事業

・計画の立案 ・当初計画 ・計画の変更 ・計画の概要
・規模 ・工事計画 ・事業の認可 ・工事施行の経緯
・施設の概要 ・事業費及び財源

第4節 第3期拡張事業

・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業の認可
・伏流水取水の許可 ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源

第5節 配水管増設工事

・増設の背景 ・中原町営水道の併合 ・溝の口組合水道の買収
・昭和13年度配水管増設工事 ・計画の概要 ・事業の認可 ・工事の施行
・事業費及び財源 ・昭和16、17年度配水管増設工事 ・計画の立案
・当初計画 ・変更後の計画 ・工事施行の経過 ・工事費

第6節 暫定拡張事業

・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業の認可
・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源

第7節 第4期拡張事業

・計画の立案 ・市域の拡大、工業地帯の発展と水需要
・多摩川・二ヶ領用水からの取水は既に飽和状態
・当初計画と相模川河水統制事業 ・計画の変更 ・原設計の概要
・工事計画 ・事業の認可 ・実施設計の概要 ・規模 ・工事計画
・事業の認可 ・工事施行の経緯 ・終戦前の工事 ・工事の実施、中断
・東京市への分水協定(当初の協定) ・第1回設計変更
・終戦後、工事再開までの経緯 ・度重なる設計変更 ・第2回設計変更
・第3回設計変更 ・第4回設計変更 ・第5回設計変更(最終変更)
・東京都への分水協定(改定協定) ・規模 ・工事の完成
・特筆すべきは、導水隧道工事の難事業であった
・水道施設のオートメーション化(長沢浄水場) ・施設の概要
・事業費及び財源

- 第8節 第5期拡張事業
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業の認可
 - ・工事施行の経過 ・第1回設計変更 ・第2回設計変更 ・第3回設計変更
 - ・用地の取得 ・事業の完成 ・施設の概要 ・事業費及び財源
- 第9節 第6期拡張事業
 - ・計画の立案 ・相模川総合開発事業への参画 ・計画の概要 ・規模
 - ・工事計画 ・事業の認可 ・工事施行の経過 ・施設の概要
 - ・事業費及び財源
- 第10節 第7期拡張事業
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業の認可
 - ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源
- 第11節 第8期拡張事業
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・事業の認可 ・工事施行の経過
 - ・計画変更 ・事業の完成 ・事業費及び財源等
- 第12節 第1導水隧道改良事業
 - ・第1導水隧道の概要 ・第2導水隧道の役割 ・隧道の内面調査
 - ・工法の選定(パイプイントネル工法) ・使用鋼管 ・内面塗装
 - ・施行方法 ・電食防止設備 ・第1導水隧道改修工事(第1回)
 - ・第1導水隧道改修工事(第2回) ・第1導水隧道改修工事(第3回)
 - ・伏越区間 ・接合部の形状 ・水路橋 ・今後の改良計画
 - ・第1導水隧道改良工事 第4期
- 第4章 整備事業
 - 第1節 浄水場等整備事業
 - 第2節 浄水施設等整備事業
 - ・第1次浄水施設等整備事業 ・第2次浄水施設等整備事業
 - ・第3次浄水施設等整備事業 ・第4次浄水施設等整備事業
 - 第3節 配水整備事業
 - ・第1次配水整備事業 ・第2次配水整備事業
 - ・第3次配水整備事業 ・第4次配水整備事業
 - 第4節 配水施設等整備事業
 - ・第1次配水施設等整備事業 ・第2次配水施設等整備事業
 - ・第3次配水施設等整備事業 ・第4次配水施設等整備事業
 - 第5節 施設改築等整備事業
 - ・事業費及び財源
 - ・第2次施設改築等整備事業
 - 第6節 川崎縦貫道路関連施設整備事業
 - ・川崎縦貫道路1期建設計画概要 ・共同溝整備計画概要
 - ・共同溝参加に対する考え方 ・共同溝への移設工事概要
 - ・配水本管等への布設 ・建設工事内容 ・共同溝内への配水管布設
 - ・供給用配水管布設 ・既設管撤去
 - 第7節 水道施設整備事業
 - 第8節 耐震管路等整備事業
 - 第9節 水道配水施設等整備事業
- 第5章 施設再構築事業
 - 第1節 施設再構築の背景
 - ・中長期展望 ・給水能力と配水量のかい離 ・施設の老朽化と災害対策
 - 第2節 給水能力の見直し
 - ・給水能力のダウンサイジング ・生田、潮見台浄水場の廃止
 - 第3節 浄水機能の集約
 - ・長沢浄水場の再構築 ・配水池(塔)の耐震化 ・環境に配慮した施設
- 第6章 水道施設と事業の変遷
 - 第1節 水道施設
 - ・水源別給水能力 ・主要施設 ・企業団受水 ・創設事業
 - ・相模川水系建設事業
 - 第2節 事業の変遷
 - ・拡張事業等一覧 ・取水、配水系統図
- 第7章 漏水防止対策
 - ・漏水防止課の新設 ・電磁流量測定車の導入 ・漏水探査機の導入

	<ul style="list-style-type: none"> ・給水分岐管台帳平面図の作成 ・給配水情報管理システムの導入 ・開発組織 ・システムの開発 ・給配水情報管理システム
第8章	<p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策担当の設置(川崎市水道局災害対策要領の整備) ・川崎市地域防災計画による水道施設の安全対策 ・浄水施設(取水・導水施設を含む) ・送・配水施設 ・その他の安全対策 ・応急給水活動 ・拠点給水方式 ・運搬給水方式 ・注水地点 ・応急復旧活動 ・応援の要請 ・協定等による災害時応援要請先 ・応援の受入れ体制 ・災害時の物資及び資器材の確保 ・東京都・川崎市の水の相互融通 ・開設不要型応急給水拠点、 ・他都市への応援 ・東日本大震災の対応 ・渇水対策 ・寒波対策 ・水道技能スペシャリストの認定 ・復旧工作車の配備
第9章	<p>環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境計画の策定(環境年次報告書) ・環境会計 ・マイクロ水力発電 ・太陽光パネル ・浄水発生土の活用
第10章	<p>水質</p>
第1節	<p>水質試験の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設期 ・戦前 ・赤痢事件 ・戦後 ・各浄水場に水質試験室を設置 ・本格的な水質試験室の設置 ・水質課の設置 ・水質課の業務 ・水質試験機器 ・水質試験室の変遷 ・水質課、浄水場の排水 ・水質試験車 ・広域水質管理センター ・水道GLP ・水安全計画
第2節	<p>水質問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高濁度原水処理 ・多摩川伏流水の水質 ・富栄養化の進む相模湖 ・六価クロムによる汚染 ・有機塩素系化合物による汚染 ・トリハロメタン ・クリプトスポリジウム ・環境ホルモン ・鉛給水管に関する水質実態調査 ・東日本大震災後の放射能対応
第3節	<p>水質基準の変遷</p>
第2編	<p>工業用水道</p>
第1章	<p>工業用水道の創設</p>
第1節	<p>創設の機運</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅野総一郎の埋立事業 ・民営による工業用水道建設計画
第2節	<p>わが国初の公営工業用水道の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・二ヶ領用水分与に関する協議 ・認可申請等の経過 ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源
第2章	<p>施設の拡張と改良</p>
第1節	<p>第1期拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・当初計画 ・計画の変更 ・工事施行の経過 ・事業費及び財源
第2節	<p>相模川河水統制事業による拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・工事計画の中止
第3節	<p>宮内取水設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・工事費及び財源
第4節	<p>第2期拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・工事施行の経過 ・起工 ・第1回設計変更 ・第2回設計変更 ・工事期間の延長 ・事業の完成 ・施設の概要 ・事業費及び財源
第5節	<p>第1次暫定拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・施設の概要 ・規模 ・工事計画 ・工事施行承認申請 ・工事施行の経過 ・地質調査と設計変更 ・事業の完成 ・施設の概要 ・事業費及び財源
第6節	<p>第2次暫定拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・工事施行の経過 ・用地の取得 ・施設の概要
第7節	<p>応急水源増強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業変更届 ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源

- 第8節 下水処理水利用施設工事
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業変更届
 - ・工事施行の経過 ・施設の概要 ・事業費及び財源
- 第9節 第3期拡張事業
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業変更届
 - ・工事施行の経過 ・第1回設計変更 ・第2回設計変更 ・事業の完成
 - ・施設の概要 ・事業費及び財源
- 第10節 第4期拡張事業
 - ・計画の立案 ・計画の概要 ・規模 ・工事計画 ・事業変更届
 - ・工事施行の経緯 ・事業費の増額 ・事業費の減額 ・事業の完成
 - ・施設の概要 ・事業費及び財源
- 第11節 串川共同水路事業
 - ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
- 第12節 配水本管改良事業
 - ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
- 第13節 中野島取水堰堤改良事業
 - ・全体計画事業費 ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
- 第14節 排水処理施設改良事業
 - ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
- 第3章 整備事業
 - 第1節 工業用水道整備事業
 - ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
 - 第2節 工業用水道浄水場等整備事業
 - ・工事期間 ・事業費 ・財源 ・施設の概要
 - 第3節 工業用水道浄水施設等整備事業
 - ・第1次工業用水道浄水施設等整備事業 ・工事期間 ・事業費 ・財源
 - ・第2次工業用水道浄水施設等整備事業 ・工事期間 ・事業費 ・財源
 - ・第3次工業用水道浄水施設等整備事業 ・工事期間 ・事業費 ・財源
 - ・第4次工業用水道浄水施設等整備事業 ・工事期間 ・事業費 ・財源
 - 第4節 施設改築等整備事業
 - ・第2次施設改築等整備事業
 - 第5節 川崎縦貫道路関連施設整備事業
 - 第6節 工業用水道施設整備
 - 第7節 工業用水道配水施設等整備
- 第4章 工業用水道改築事業
- 第5章 施設再構築事業
 - 第1節 施設再構築の背景
 - ・中長期展望 ・給水能力と配水量のかい離 ・施設の老朽化と災害対策
 - 第2節 給水能力の見直し
 - ・給水能力のダウンサイジング
- 第6章 工業用水道施設と事業の変遷
 - 第1節 工業用水道施設
 - ・水源別給水能力 ・主要施設
 - 第2節 事業の変遷
 - ・拡張事業等一覧 ・取水、配水系統図 ・拡張並びに整備事業別
- 第7章 水質
 - 第1節 水質の変遷
 - ・創設事業 ・第2期拡張事業 ・第1次暫定拡張事業及び応急水源増強工事
 - ・第3期拡張事業 ・第4期拡張事業 ・工事終了後の配水水質
 - 第2節 水質試験の変遷
 - 水質試験室は昭和29年度設置
 - 第3節 水質問題
 - ・東日本大震災後の放射能対応
 - 第4節 水質基準
 - 工業用水道事業法第19条、同施行令第1条「ただし」書きの解釈

第3編	経営
第1章	事業の状況
第1節	上水道
	・事業のあらまし　・給水状況　・給水能力と配水量　・業種別使用状況
第2節	工業用水道
	・事業のあらまし　・給水状況　・給水能力と配水量
	・工場用水の使用実態及び将来需要　・水源別の使用状況
第2章	組織・機構
第1節	組織の変遷
	・臨時水道部の設置　・当初の機構　・機構の改革
	・川崎市・田島町上水道組合の設立　・部制
	・地方公営企業法制定による機構改革　・局制と総務部、工務部の設置
	・業務部の新設(4部制)と主幹制度の導入
	・政令指定都市で行政区に合わせ名称統一
	・上水道・工業用水道の工事施工部門の一元化
	・理事・参事制度の導入　・拡張事業終了に伴う機構改革
	・財団法人川崎市水道サービス公社
	・上下水道局発足　・事業管理者の設置　・下水道事業との経営部門の一元化
	・契約部門における市との一元化　・サービスセンターの設置
	・長沢浄水場、第1配水工事事務所の1類化　・生田浄水場運転業務委託
第2節	職員
	・職員数　・人材育成
第3章	営業・業務
第1節	上水道
	・水道条例　・料金　・用途別による基本料金制(創設当初)
	・不景気による料金値下げ　・「石」から「立法メートル」へ(メートル法の採用)
	・インフレによる相次ぐ値上げ(第2次大戦後)　・建設資金の増大による値上げ
	・用途別による基本料金制の廃止
	・逦増制料金体系の採用(昭和44年6月改定)逦増制料金体制
	・企業団受水に対応(昭和49年4月改定)　・水道利用加入金制度の導入
	・水需要と料金収入の激減等に対応(昭和51年4月改定)
	・続く大幅な減収(昭和53年5月改定)
	・受水費の負担増(昭和56年9月改定)
	・消費税引上相当分及び消費税相当分の改定
	・14年ぶりの料金改定(平成7年10月改定)
	・公共料金の凍結　・議会提案内容　・議会(委員会)での審議　・修正内容
	・料金徴収制度　・検針事務委託制度の導入
	・集金業務の委託　・料金事務の機械化　・コンビニ収納
	・携帯型検針機器(ハンディターミナル)　・給水状況
	・創設から戦前まで　・戦後の復興　・伸び続ける給水量
	・総人口・給水人口・年間配水量・年間給水量及び1日最大配水量の推移
	・給水装置　・給水装置工事の変遷　・直営施行　・公認業者(指定業者制度)
	・直結給水範囲の拡大　・水道メーター　・学校直結給水化事業
	・料金還元　・料金収納システム改修　・お客さまセンター
	・クレジット決済　・携帯型検針機器(ハンディターミナル)改修
	・給水装置情報の電子化
第2節	工業用水道
	・工業用水道条例　・料金　・責任消費水量制を採用
	・インフレによる相次ぐ値上げ(第2次大戦後)
	・電力料金の増加等による値上げ　・第3種・4種料金の設定
	・格差料金を統一　・元利償還の増に対応
	・設備投資の増大(昭和44年6月改定)
	・補てん水による納付金の設定等(昭和49年4月改定)
	・分水負担金の増に対応　・水道料金の変遷　・給水状況
	・6社に給水(創設時)　・早期給水の要望(終戦前)
	・戦後の復興、高度成長　・施設能力の大幅増強
	・石油ショックの影響　・契約水量の減少　・清掃局処理用水の供給
	・下水処理水の廃止　・水道用水の補てん
	・工業用水道利用者協議会からの増量陳情　・給水確保のための臨時措置
	・給水確保臨時措置の解消　・納付金の廃止　・減量承認制度
	・2部料金制への移行　・工水2号送水管漏水事故

第4章	経理
第1節	上水道
	・第1次世界大戦の影響(創設期)
	・昭和恐慌下で健全経営(昭和初期から終戦まで)　・事業経営の危機(戦後)
	・企業会計制度に移行　・低迷する料金収入　・続く財源不足
	・受水費増が財政圧迫　・健全化へ向かう水道財政
	・資産の増加と資本の充実　・健全財政を維持
	・バブル崩壊による不況と建設改良費の増嵩　・財政健全化計画を策定
第2節	工業用水道
	・健全経営(創設から終戦まで)　・インフレによる財政規模の膨張(戦後)
	・企業会計制度に移行　・契約水量の増加で順調な経営
	・資本的収入不足額の増加　・分水負担金等による経費の増加
	・分水負担金の増　・料金改定により健全財政を維持
	・資産の増加と資本の充実　・健全財政を維持
	バブル崩壊による不況と建設改良費の増嵩
	・財政健全化計画を策定
第5章	広報
第1節	業務
	・「水道週間」行事(かわさきみずみずフェア)　・夏休み水道教室
	・水道出前教室　・小、中学生作品コンクール　・山北町交流事業
	・首都圏8事業体共同広報　・神奈川県内5事業体共同広報
第2節	広報媒体
	・かわさきの上下水道　・事業概要　・小学校社会科副読本「川崎市の水道」
	・インターネットホームページ　・マスコットキャラクター「ウォータン」
	・「生田の天然水 恵水」
第3節	水とかがやく未来館
第6章	国際事業推進
	・技術協力による国際貢献　・官民連携による国際展開
第7章	上下水道ビジョン・中期計画
第8章	施設の有効活用
	・鷺沼配水所　・生田浄水場　・平間配水所　・長沢浄水場　・菅さく井
資料	水道歴代局(部)長・水道技術管理者
	川崎市水道100年史 年表
	編集後記